

第一工業大学教職課程教育研究会 会則

(名称)

第1条 本会は第一工業大学教職課程教育研究会と称し、事務局を教職課程内に置く。

(目的)

第2条 本会は教職課程教育の発展普及を期し、会員相互の研究上の連絡ならびに親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会はその目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 教育ならびに教育学の共同研究
- 二 研究会の開催
- 三 『第一工業大学教職課程研究紀要』の企画及び発行

(会員)

第4条 本会は、第一工業大学に所属する専任教員および本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

- 2 前項以外の者で、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。
- 3 会員は本会の活動に参加し、研究発表をすることができる。
- 4 会員は会費を納入するものとする。会費は年額 6,000 円とする。ただし、当面の間無料とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
副会長 若干名
理事 若干名

- 2 役員任期は2年とする。但し、同じ役職の重任は連続4年までとする。

(役員職務権限)

第6条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、本会の事業の企画運営にあたる。
- 4 役員選出については、別に内規を定める。

(理事会)

第7条 理事会は会長が召集し、これを主宰する。

(会費)

第8条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入とする。

- 2 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 事務局は事務局長および事務局員若干名で構成する。

2 事務局長は理事会が選任し総会に報告する。その任期は役員の任期に準ずる。

3 事務局長は理事会の議事に加わる。

4 事務局員は事務局長が選任し、理事会に報告する。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正は総会の議決による。但しこの場合には出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(附則)

この会則は、令和2年3月1日から施行する。